（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間）

第四十条の六の三　［略］

2　法第百十条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

3　法第百十条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定（以下この項において「追加指定」という。）後最初に当該担当支援区域に係る第二種交付金が交付される場合における第一項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年」とあるのは、「法第百十条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された日から最初に到来する八月三十一日から七月を経過する日までの期間」とする。この場合において、当該第二種適格電気通信事業者が前項に規定する場合に該当するときは、当該追加指定を四月から八月までの間に受けた者に限り、この項の規定を適用しない。

（第一号基礎的電気通信役務の種別）

第四十条の七　法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務とする。

（法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務）

第四十条の七の二　法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するもののほか、その下り名目速度が毎秒一メガビット未満のものとする。

一　専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務

二　前号に掲げるもののほか、次のイからリまでに掲げる電気通信役務

イ　フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）

ロ　ＡＴＭ交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）

ハ　自営等ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）

ニ　ＩＰ－ＶＰＮサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）

ホ　広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）

ヘ　アンライセンスＬＰＷＡ（電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するものをいう。）

ト　専用役務

チ　仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）

リ　通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間）

第四十条の六の三　［同上］

2　法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

［新設］

（第一号基礎的電気通信役務の種別）

第四十条の七　法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかとする。

一　第十四条第一号及び第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの

二　第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの

（法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務）

第四十条の七の二　法第百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務

二　前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務

イ　フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）

ロ　ＡＴＭ交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）

ハ　自営等ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）

ニ　ＩＰ－ＶＰＮサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）

ホ　広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）

［新設］

ヘ　専用役務

ト　仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）

チ　通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務